

いらなくなったテレビは 適正に排出を!

家電リサイクル法にもとづいた適正なリサイクルと
不法投棄の防止にご協力ください。
不法投棄は法によって禁止されています。

適正なリサイクルの方法 (リサイクル料金と 運搬料金がかかります)

1 買い換えで古いテレビを処分するとき
新しいテレビを購入するお店に引き取りを申し込む。

2 古いテレビの処分だけのとき
処分するテレビを購入したお店に引き取りを申し込む。

3 購入したお店がわからないとき
下記まで問い合わせ・申し込みください。

龍ヶ崎市都市環境部環境対策課
電話：64-1111
(内425・426)

テレビ以外にも、エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機が
家電リサイクル法の対象です。適正なリサイクルにご協力をお願いします。

お問い合わせ先

龍ヶ崎市都市環境部環境対策課



違法な不用品回収業者にご注意ください!

許可を持たない業者から料金を請求されてトラブルになったり、業者が回収した廃棄物を不法投棄や不正輸出する事例が発生しています。

(家庭の廃棄物を回収するには、一般廃棄物処理業の許可が必要です)